

北平田保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 北平田協会
所 在 地	酒田市漆曾根字千刈 10 番地の 2
電 話 番 号	0234-25-2850
代表者氏名	理事長 東海林 宣一

2 施設利用

施設の種類	保育所
施設の名称	北平田保育園
施設の所在地	酒田市漆曾根字千刈 10 番地の 2
連絡先	電話番号 0234-25-2850 FAX 0234-25-4100
管理 者	園長 山寺 瑠美
対象児童	児童福祉及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 20人 満1歳以上満3歳未満の児童 14人 満1歳未満の児童 6人
開設年月日	昭和50年 10月 30日

3 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

施設及び設備

園舎	構造	A 棟木造亜鉛メッキ 鋼板葺 1部 2階建 B 棟木造亜鉛メッキ 鋼板葺平屋建	面積 481.09m ² 面積 57.71m ²
園舎	乳児室	もも組	0・1歳児クラス
	保育室	ちゅうりっぷ組	1・2歳児クラス
		ゆり組	3・4歳児クラス
		ばら組	4・5歳児クラス
	遊戯室 (ホール)	1室	面積 138.86m ²
	調理室	1室	面積 26.80m ²

5 職員の配置状況

職種	員数	勤務体制	備考
園長	1	勤務時間帯 (8:20~17:20)	
主任保育士 及び保育士	2 5	勤務時間帯 (7:30~16:30) (8:20~17:20) (9:30~18:30)	
調理員	2	勤務時間帯 (8:20~17:20)	
パート保育士	1	勤務時間帯 (13:00~18:30) 土曜日 (12:00~18:00)	
事務員	1	勤務時間帯 (8:30~12:30)	
保育補助	1	勤務時間帯 (8:30~12:30) (16:00~17:30)	

※ローテーションにより、各保育士等の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から7時30分までの範囲内で、時間外保育を提供します。

(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間なります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきます。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141)を踏まえ、以下の保育その他の適宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特色のある保育活動(専門の講師を招いての教室を行っています)

- ・リトミック…専任の講師のもと音楽に合わせて体を動かしながら楽しく音楽要素を身につけると共に集中力や想像力・創造力を養います。

- ・サッカー…運動機能を伸ばすと共に、ルールや礼儀を身につけ、目標に

向かって友だちと協力し合う喜びが味わえるようにします。

- ・スイミング…体力の向上・水泳技術の習得と共に、諦めない心・協力する心・思いやる心などを養います。
- ・英語教室…生活や遊びの中で英語に触れることで、外国語やさまざまな文化への親しみが持てるようになります。

(3) 送迎

希望者には、園バスによる送迎を実施します。

ただし、通園バスの送迎対象地域があります。

また、通園バスをご利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳～2歳児	9時30分頃	11時頃	15時10分頃	
3歳～5歳児		11時30分頃	15時20分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を当園にお支払いいただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の開始及び終了に関する事項

当園は、市町村から特定保育実施について委託を受けたときは、これに応じるものとします。

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 1 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	鬼海小児科医院
所 在 地	酒田市大町10-62
電 話 番 号	0234-24-5018

(2) 歯科

医療機関の名称	小松歯科診療所
所 在 地	酒田市栄町2-5
電 話 番 号	0234-26-2340

(3) 耳鼻科

医療機関の名称	川口耳鼻咽喉科クリニック
所 在 地	酒田市若竹町2丁目3-2
電 話 番 号	0234-24-4187

(4) 眼科

医療機関の名称	みちもと眼科医院
所 在 地	酒田市東泉町2丁目9-3
電 話 番 号	0234-23-7222

1 2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none">窓口担当者 山寺 瑠美・遠田 真電話番号 0234-25-2850FAX 0234-25-4100 <p>担当者不在の場合は、当園職員までお申し出てください。</p>	
苦情解決第三者委員	石山 元峰	電話番号 0234-25-2160
	瀧谷 正己	電話番号 0234-25-2759
	佐藤 良一	電話番号 0234-25-2543

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、マニュアルや消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・その他、カーテン・敷物・建具等の防災処理	有		
避難・消化訓練	避難及び消化の訓練は、毎月1回以上実施します。			

1 5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済
保険の内容等	独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済
保険金額	死亡見舞金 3,000万円

1 6 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項

保育料の金額情報や、お預かりしている園児に関する情報については、十分に気をつけて対応いたしますが、おたよりやホームページに園児の写真を掲載する場合がありますので、個々に対応が必要な場合や、対応内容に関する質問等がありましたら、職員まで申出ください。

1 7 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する入園のしおり、及び各種おたより等において提示するものとします。

別 表

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（実質分）

項目	内容・負担を求める理由及び目的	金額
時間外保育に係る利用者負担金	①保育標準時間認定に係る時間外保育料 7時から7時30分までの時間帯を利用した場合 ②保育短時間認定に係る時間外保育料 7時から8時30分まで及び16時30分から18時30分までの時間帯を利用した場合 ③時間外保育料の月額	1日あたり 300円 1日あたり 300円 3,000円を上限とする
通園バス利用者	車輌通行経費設備等	往復：月額3,800円 片道：月額1,900円 園外保育使用料 上限 500円
給食に係る経費	①副食費 ②食育推進費	月額 4,800円 年2回徴収(4・10月) 各2,000円
親子遠足に係る交通費	貸し切りバス等その他移動手段に要する経費	実際に要した経費 (実費)
安全会費	(独)日本スポーツ振興センター災害共済 保護者負担金	1人あたり 250円
スイミング	スイミングレッスン料(4・5歳児)	実際に要した経費

※上記費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付致します。